

移動販売の現実と問題点 1

「動物愛護管理法」の中にはインターネットによる販売や移動販売について厳しい規制や禁止はありません。ただ曖昧で受け取り方次第ではどんな方法でも実行可能です。

輸送時はなるべく短い時間、必要に応じて適切な休憩時間、用いる容器は安全かつ逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。その時は適切な給餌、給水、温度、湿度、換気の実施に留意すること。これらはどこまで守られているのでしょうか？

換気のできない、真っ暗なトレーラーに積み込まれてどこで給餌、給水、休憩するのでしょうか？



あるホームセンターで移動販売されていた子猫、子犬はボール紙の箱に入れられ、蓋に貼られた透明なセロハンから覗かれて、見せて欲しいと言われれば何度も出し入れされ、抱かれて、体中触られ、そのストレスたるや想像以上でしょう。

移動販売する必要性はどこにあるのでしょうか？ただ利益目的の為としか思えません。



『移動販売、即売会には行かない、購入しない』